

# 朝鮮総督府官吏・吉田正廣の経歴と業績（上）

坂 根 嘉 弘

（受付 2017 年 10 月 25 日）

## 目 次

は じ め に

1. 官吏制度と吉田正廣官歴の概観
2. 生い立ち
3. 技手時代

以上、本号（『経済科学研究』21-1・2）

4. 釜山府書記時代
5. 朝鮮総督府属時代
6. 高等官（奏任官）時代
7. 鹿児島県庁時代

おわりに—吉田正廣家について—

以上、次号（『経済科学研究』22-1）

## は じ め に

吉田正廣（1895－1972）は、朝鮮総督府の殖産局農務課や農林局農政課などに勤務していた農林官吏である。朝鮮総督府農林官吏として著名な実績は、小作慣行調査の責任者として実務を指揮し、その成果を『朝鮮ノ小作慣行』上巻・下巻（朝鮮総督府 1932a; 1932b）にまとめ上げ、朝鮮農地令の制定を実務面で支えたことである。吉田は、最初で最後となった朝鮮全土を対象にした小作慣行全般にわたる小作慣行調査を一人で切り盛りし、それを成し遂げた人物で、農村調査に卓越した能力を持つ、上官も認める優秀な官吏であった。また、朝鮮農地令は朝鮮土地制度史上、大きな画期となった法令であるが、吉田は朝鮮農地令制定（起案と審議）を実質的に支え、のちに上官から朝鮮農地令の「産みの親ともいふべき人」と評されることになる（後述）。このように、吉田は、小作慣行調査や朝鮮農地令制定にとって最重要人物であった。と同時に、『朝鮮の小作慣行：時代と慣行』（吉田 1930）、『朝鮮ノ小作慣行』上巻・下巻（朝鮮総督府 1932a; 1932b）、『朝鮮に於ける小作に関する基本法規の解説』（吉田 1934）といった編著作を残しており、インテリ官吏として極めて異色の存在だった。自らのライフワークを「朝鮮の農村及農村生活」の実証的研究であると語っているように（後述）、研究者としての側面も併せ持つ魅力的な人物であった。このような実績のある吉田であ

るが、現在までのところ、その経歴や業績は十分に紹介されているわけではない。本稿は、以上の研究状況を踏まえ、判任文官から奏任文官（高等官）へと昇った朝鮮総督府官吏・吉田正廣の経歴と業績を検討するものである。なお、本稿では、慣例にしたがい、叙述対象になる人物については敬称を略している。ご寛恕を乞いたい<sup>1)</sup>。

吉田正廣に言及した先行研究は、坂本悠一氏の「1920年代後半における釜山府政」（坂本 2007）のみと思われる。同論文は、釜山府政<sup>2)</sup>を検討するために釜山府広報誌『釜山』を分析資料としているが、『釜山』の編集担当者が吉田であったことから（後述）、吉田に言及している。坂本氏は、吉田について、「生没年など詳しい経歴は不明であるが」と前置きしつつ、吉田の官歴をいくつか紹介し、著作3冊と論稿1編をあげている（坂本 2007, 61-62, 87）。管見の限り、吉田正廣の経歴について、これ以上詳しく述べた先行文献はないように思われる。本稿の目的は、吉田の経歴と業績について、吉田正廣論として、より詳細に分析的に論じることにある。

吉田正廣の経歴を確認することは、難事であった。坂根は、『分割相続と農村社会』（坂根 1996）をまとめた際に、吉田の『鹿児島県農民組織史』（吉田 1960）を参照しており（坂根 1996, 130, 132, 133, 194）、『鹿児島県史』編纂でも名高い鹿児島郷土史家・吉田正廣の名前は知っていた。ただ、鹿児島において吉田正廣は戦後に突如登場する人物であり、当時（1990年代前半）、どのような経歴の持ち主なのか具体的に知りたいと思い、鹿児島県庁の資料室や鹿児島県立図書館を訪ねたが、手がかりは得られなかった。その後、『朝鮮の小作慣行：時代と慣行』や『朝鮮ノ小作慣行』上巻・下巻に目を通した際、それらを調査・編纂した吉田正廣という朝鮮総督府官吏がいることに気が付いた。朝鮮総督府の「吉田正廣」と鹿児島郷土史家の「吉田正廣」とは同一人物ではないかとは思っていたが、同姓同名の場合もありうるので、確信は持てなかった<sup>3)</sup>。

この両「吉田正廣」が同一人物であり、かつ吉田正廣が著名なミュージシャンで「若者のカリスマ」と呼ばれた吉田拓郎氏の父親であることを知ったのは、吉田拓郎氏のインタビュー記事（重松 2010）によってである<sup>4)</sup>。これで長年の疑問が氷解した。と同時に、吉田正廣の次男があのか「カリスマ」吉田拓郎氏であるとは思ってもよらないことで驚いた。このことから、吉田正廣を知る新たな手掛かりを得ることができるようになった。吉田家のサイドから吉田

- 1) 吉田正廣は、しばしば吉田正広とも記されるが、戸籍上では吉田正廣であるため、吉田正廣と表記する。当然ながら、『朝鮮総督府及所属官署職員録』など朝鮮総督府の記録はすべて吉田正廣である。
- 2) 朝鮮の地方制度は13の道に分かれ、各道は府・郡・島より構成され、郡・島に邑・面が属する。内地でいえば、府が市、邑が町、面が村に相当する（百瀬 1990, 411など）。
- 3) 坂本（2007）は、この両「吉田正廣」を同一人物として扱っているが、同姓同名である可能性を排除する考察を行っていない。
- 4) 以上の経緯については、坂根（2017）参照。「若者のカリスマ」という表現は、安西（2016, 63）による。

正廣に接近することである。加えるに、誠に幸運であったのは、広島修道大学人文学部教員である針持和郎氏が、吉田家の親戚筋に当たるということであった。針持和郎氏から、そして針持和郎氏からご紹介いただいた松尾宏子氏（吉田正廣・次女）から、文献上では得られない情報を得ることが可能になった。本稿では、出来得る限り収集した文献上得られる資料に加え、以上の吉田家サイドからの情報をもとに、吉田正廣の経歴と業績を検討していきたい。

さて、研究史的にみると、吉田正廣を検討するという本稿は、二つの研究史的位置づけが可能である。一つは、官吏論（官僚論）として、である。松本武祝氏は、従来の朝鮮総督府官吏研究が政策立案過程に直接関与しえた高級官僚（高等官）についてのものが多かったと述べ、属官（判任官。後述）研究の重要性に言及している（松本2008, 521）。確かに、一握りの高等官が実際の行政を動かす権限を付与されており、そこに注目が集まるのは当然の成り行きであった。しかし、近年は、圧倒的多数を占めた属官（判任官）の分析の必要性が叫ばれつつある。その際の視点は、高等官の決定した政策・制度を正しく理解し忠実に実行し、場合によっては運用上の問題を高等官に伝え、政策・制度の修正を促す判任官の層の厚さと質の高さこそが、日本近代化を大きく左右したのではないのかという点である（池田 2015a; 2015b）。属・吉田正廣を分析する本稿は、そのような動向の一つとして位置づけられよう。

いま一つは、学術調査・異文化研究の視点からする植民地期朝鮮における日本人研究者という位置づけである。従来、この視点からは、人類学・民俗学が取り上げられることが多かった。たとえば、朝鮮でいうと、今村鞆（朝鮮総督府嘱託）、善生永助（朝鮮総督府嘱託）、赤松智城（京城帝国大学教授）、秋葉隆（京城帝国大学教授）、村山智順（朝鮮総督府嘱託）などである（崔 1994；朝倉 2011；中生 2016など）。吉田正廣も当時の朝鮮農村や小作慣行についての資料を収集・記録・編纂した研究者としての側面を持っており、この視点から位置づけが可能であろう。

## 1. 官吏制度と吉田正廣官歴の概観

最初に『朝鮮総督府及所属官署職員録』と『朝鮮総督府官報』を資料に、吉田正廣の官歴（官吏としての経歴）を紹介しておきたい。表1が『朝鮮総督府及所属官署職員録』による吉田正廣の官歴である。『朝鮮総督府及所属官署職員録』には、毎年の朝鮮総督府及所属官署の職員の氏名が、所属官署、官等、位勲功爵、俸給などとともに登載されている<sup>5)</sup>。『朝鮮総督府及所属官署職員録』では、各年の4月1日、7月1日等現在の所属官署、官等を知るこ

5) ただし、巡查、看守、消防手は「浩漣ニ渉ル」ため略されている（朝鮮総督府編纂 1926, 凡例）。

表1 朝鮮総督府官吏・吉田正廣の官歴(1)

1921年7月1日	京畿道内務部農務課技手 (月一)	産業技手 9*
1922年1月1日	京畿道内務部農務課技手 (月一)	産業技手 9
1922年7月1日	京畿道内務部農務課技手 (月一)	産業技手 8*
1923年4月1日	京畿道内務部農務課技手 (月一)	産業技手 8 (兼) 本府庶務部調査課属
1924年4月1日	京畿道内務部農務課技手 (月一)	産業技手 (月60) (兼) 本府庶務部調査課属
1925年4月1日	(搭載がなく不明)	
1926年5月1日	釜山府書記 月70	
1927年4月1日	釜山府書記 月70	
1927年9月	殖産局農務課属に配置換え #	
1928年4月1日	殖産局農務課属 月70	
1929年4月1日	殖産局農務課属 6	
1930年7月1日	殖産局農務課属 5	
1931年7月1日	殖産局農務課属 5	
1932年4月1日	殖産局農務課属 5	
1933年4月1日	農林局農務課属 4 (兼) 京畿道小作官補	
1934年7月1日	農林局農政課属 4 (兼) 京畿道小作官補	
1935年7月1日	農林局農政課属 4 (兼) 京畿道小作官補	
1936年7月1日	農林局農務課属 3 (兼) 京畿道小作官補	
1937年8月1日	黄海道小作官 7等7級 従7	
1938年8月1日	黄海道小作官 7等7級 従7	
1939年7月1日	慶尚南道産業部農村振興課長 6等6級 正7	
1940年7月1日	農村振興課理事官 6等6級 正7	
1941年7月1日	外事部拓務課嘱託 月手当260円 従6	
1942年7月1日	司政局拓務課嘱託 月手当260円	

出典：『朝鮮総督府及所属官署職員録』。

注 1) 「\*」は内閣印刷局編『職員録』, 「#」は古庄(1934, 17)による。

2) 「月70」は月俸70円, 属6は判任官6級俸, (兼)は兼務, 7等7級は高等官7等7級俸, 従7は従7位, 正7は正7位。

3) 「月70」や9級俸と両様のあるのは, 判任文官の俸給については, 月俸75円未満の者に限り, 級俸にかかわらず適宜の金額を支給することができたためである(「判任官俸給令」第5条)。ちなみに, 1920年の本俸増加後, 1931年5月(1931年6月1日の井上財政による官吏減俸実施)までは, 1級160円, 2級135円, 3級115円, 4級100円, 5級85円, 6級75円, 7級65円, 8級55円, 9級50円であった(表4-3参照)。

とができるが, 何時そのポストに異動したかは分からない。表2が『朝鮮総督府官報』をもとに作成した吉田正廣の官歴である。『朝鮮総督府官報』では, 陞<sup>しょうじよ</sup>叙(上級の官職などに任ぜられること)などの年月日を知ることができ, 上記『朝鮮総督府及所属官署職員録』の資料上の欠陥を補うことができる。ただし, 奏任官以上でないと登載されない。本節では, 表1, 表2により, 吉田正廣の官歴を概観し, 経歴の時期区分をしておきたいのであるが, その前に当時の官吏制度について概観しておきたい。

戦前の官公庁職員は, 高等官と判任官(以上官吏), 非官吏=官吏でないもの(嘱託, 雇員, 傭人など)の三層からなっていた(図1参照)。現代風に言うと, 高等官がキャリアであり, それ以外がノンキャリアということになる。高等官は有資格者(高等試験合格者)か

表2 朝鮮総督府官吏・吉田正廣の官歴（2）

1936年12月21日	任朝鮮総督府道小作官 叙高等官七等 朝鮮総督府属 兼京畿道小作官補 吉田正廣
1936年12月28日	七級俸下賜 黄海道在勤ヲ命ス 朝鮮総督府道小作官 吉田正廣
1936年12月21日	内務部農務課勤務ヲ命ス（黄海道） 朝鮮総督府道小作官 吉田正廣
1937年1月15日	叙従七位 吉田正廣
1938年9月20日	産業部農村振興課勤務ヲ命ス 朝鮮総督府道小作官 吉田正廣
1938年12月28日	六級俸下賜 朝鮮総督府道小作官 吉田正廣
1939年1月25日	慶尙南道在勤ヲ命ス 朝鮮総督府道小作官 吉田正廣
1939年1月25日	産業部農村振興課勤務ヲ命ス 朝鮮総督府道小作官 吉田正廣
1939年1月27日	内務部社会課兼務ヲ命ス 朝鮮総督府道小作官 吉田正廣
1939年3月7日	産業部農村振興課長ヲ命ス 朝鮮総督府道小作官 吉田正廣
1939年3月31日	陞叙高等官六等 朝鮮総督府道小作官 吉田正廣
1939年5月15日	叙正七位 従七位 吉田正廣
1940年2月13日	任朝鮮総督府理事官 叙高等官六等 朝鮮総督府道小作官 正七位 吉田正廣
1940年2月13日	六級俸下賜 農林局勤務ヲ命ス 朝鮮総督府理事官 吉田正廣
1940年12月28日	五級俸下賜 朝鮮総督府理事官 吉田正廣
1941年6月28日	陞叙高等官五等 朝鮮総督府理事官 吉田正廣
1941年6月30日	依願免本官 朝鮮総督府理事官 吉田正廣
1941年6月28日	叙従六位 正七位 吉田正廣

出典：『朝鮮総督府官報』。

注1) 『朝鮮総督府官報』では、奏任官に任官しないと掲載されない。

2) 『官報』（印刷局）でも陞叙・分限については確認可能である。

		文官	武官階級	初叙位階	初叙勲等		
職員	官吏	親任官	大臣	大将(65)	正4位	2等	
		勅任	高等官1等	次官	中将(62)	正5位	3等
			高等官2等	局長	少将(58)	正5位	4等
		奏任官	高等官3等	課長以下、 書記官(3 等~7等)、 理事官(4 等~8等) など	大佐(55)	従5位	6等
			高等官4等		中佐(53)	正6位	6等
			高等官5等		少佐(50)	従6位	6等
			高等官6等		大尉(48)	正7位	6等
			高等官7等		中尉(45)	従7位	6等
			高等官8等		少尉(45)	正8位	6等
			高等官9等				6等
判任官1等~4等	属・技手 など	准士官 (40)・ 下士官 (40)	正7位~ 従8位	8等			
非官吏職員（嘱託・雇員・傭人など）							

出典：https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%AE%98%E5%90%8F（2017年8月29日閲覧）。百瀬（1990）。熊谷（1998）。

注 1) 次官は、官制上、高等官2等もありえた。

2) 将校の（ ）内は陸軍の定限年齢。海軍はやや異なる。

図1 戦前の官吏・職員制度



ら任用される<sup>6)</sup>。大日本帝国憲法第10条は天皇の官制大権と任官大権を定めていた<sup>7)</sup>。官吏は「天皇の官吏」として、天皇および天皇の政府に対する忠実無定量の勤務に服すべきという公法上の義務が課せられるとともに、宮中席次、位階勲等、民間より高い本俸、恩給などの特権を有する特別な階層であった（渡辺 1976）。官吏は高等官と判任官とからなるが、高等官は任命の方式により勅任官と奏任官に分けられ、勅任官はさらに親任官とそれ以外の勅任官に区分された。親任官以外の高等官を1等から9等に分ち、1等・2等を勅任官、3等から9等を奏任官とした。任免の方式、つまり天皇からの距離で序列付けられていたのである<sup>8)</sup>（和田 1955a, 55-72；渡辺 1976, 111-133；日本公務員制度史研究会1989, 43-376；百瀬 1990, 92-99）。朝鮮総督府でいえば、朝鮮総督や政務総監<sup>9)</sup>は親任官（自由任用）、局長や道知事、京城帝国大学総長は勅任官であった。当時、高等官で道知事・局長まで昇進できれば、御の字であった。朝鮮人高等官・任文桓氏は以下のように述べている。

朝鮮総督府の役人なら、まず道知事まで行けば悔いのない人生を送ったと言ってよかった。ここから上は、総督府の局長になるのだが、これはよほどの幸運でもなれるものではなかった。数が少ないからである。総督と政務総監の両親任官は東京から送り込まれるので、植民地の行政官どもには、手の届かない雲の上にあった（任 2015, 226）<sup>10)</sup>。

判任官は大権の委任にもとづき、行政官庁において任ずるもので、俸給の等級によって官等に区分された。月俸の特俸、1級、2級が判任官1等、3～5級が判任官2等、6～8級が判任官3等、9～11級が判任官4等であった。判任官の官名には、属（事務系）、技手（技術系）などがあつた。朝鮮総督府では、判任官の任用は俸給予算額内で朝鮮総督が専行した。官吏には、武官と文官があつたが、武官は下士官以上をさし、武官以外が文官と呼ばれた（和田 1955a,

6) 高等試験とは、奏任文官任用の試験で、合格すると奏任文官採用の有資格者となる。一般に高文と称されている。高等試験（本試験）の受験資格は高等学校・専門学校卒業又は予備試験合格者（中学校卒業資格で受験）であった。高等試験（1918年にそれまでの文官高等試験、外交官及領事官試験、判事検事登用試験を高等試験に一本化）には、本試験を受けるに相当な学識があるかどうかを考試する予備試験と、学理上の原理原則及び現行法令に通暁し、これを実務に応用する能力があるかどうかを考試する本試験とがあつた（和田 1955c, 27, 34-38；人事院 1974, 20；百瀬 1990, 99など）。

7) 「天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス……」（大日本帝国憲法第10条。渡辺 1976, 115）。

8) 公式令第14条は「親任式ヲ以テ任スル官ノ官記ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣総理大臣……之ニ副署ス」「勅任官ノ官記ニハ御璽ヲ鈐シ内閣総理大臣……之ヲ奏ス」「奏任官ノ官記ニハ内閣ノ印ヲ鈐シ内閣総理大臣……之ヲ宣ス」とある（渡辺 1976, 113）。

9) 政務総監は朝鮮総督に次ぐナンバーツー。総督とコンビを組む側近であり、総裁の息のかかった内地の大物官僚（内務省が多い）が就任した。「官制」によれば、総督は「朝鮮ヲ管轄ス」、政務総監は「総督ヲ補佐シ府務ヲ統理シ各部局ノ事務ヲ監督ス」る存在であった（朝鮮総督府編纂 1926, 1）。

10) 同様に秦郁彦氏は、「戦前に官吏を志した者の一応の到達目標は勅任官（高等官一等・二等、次官および局長級）だった……本省（庁）局長のポストは今より少なく平均五～六ポスト程度だったから、勅任官一步前の高等官三等一級（これを三丁目一番地と称した）どまりで涙を呑んだ人も少なくない」（秦 1983, 24）。

55-72；渡辺 1976, 111-133；日本公務員制度史研究会 1989, 43-376；百瀬 1990, 92-99）。

嘱託<sup>しよくたく</sup>、雇員<sup>こいん</sup>、傭人<sup>ようじん・ようじん</sup>は非官吏の扱いで、職員ではあるが官吏ではなく（行政権の執行を認められておらず）、官吏の補助的業務に従事する存在であった。私法上の雇用関係にあると解釈され、任用資格は定められておらず、職務の内容も明確ではなかった。各官庁の裁量で予算の範囲内で任意に採用された。雇員は属を補助し、機械的・反復的業務に従事する者であり、傭人は小使、使丁、給仕、人夫など主に肉体的労働に従事するものであった。雇員は判任文官任用の前段階の意味を持っていた（後述）。嘱託は、一時的臨時的な職務、個別特殊な職務、専門的な調査研究に従事する者で、なかには奏任官あるいはそれを超える高給取りも存在した。嘱託は、しばしば退職官吏の再雇用であった（渡辺 1976, 113-114；池田 2015a, 5など）<sup>11)</sup>。

朝鮮総督府にこれらの職員がどれぐらい所属していたかを確認しておこう。表3が国費支弁の朝鮮総督府及所属官署職員俸給である。職員数をみると、たとえば1930年（昭和5）で、総数4万8808人、うち、勅任官（親任官を含む）・同待遇103人、奏任官・同待遇1400人、

表3 国費支弁朝鮮総督府及所属官署職員俸給 (単位：人，円)

	勅任官	勅任官待遇	奏任官	奏任官待遇	判任官	判任官待遇	合計	嘱託	雇員	合計
1915年	人員 50 俸給年額 270,951 1人当俸給 5,419	32 40,200 1,256	938 1,827,518 1,948	59 52,160 884	8,828 4,758,540 539	4,086 1,414,750 346	13,993 8,364,119 598	199 147,116 739	11,743 2,767,707 236	25,935 11,278,942 435
1920年	人員 59 俸給年額 402,630 1人当俸給 6,824	28 43,530 1,555	982 3,163,086 3,221	71 87,053 1,226	8,157 9,089,402 1,114	18,956 12,595,292 664	28,253 25,380,993 898	262 346,651 1,323	7,936 3,810,161 480	36,451 29,537,805 810
1925年	人員 60 俸給年額 418,532 1人当俸給 6,976	25 47,500 1,900	1,070 3,380,848 3,160	76 91,124 1,199	9,905 12,522,263 1,264	18,058 11,905,872 659	29,194 28,366,139 972	295 372,034 1,261	11,974 6,631,427 554	41,463 35,369,600 853
1930年	人員 78 俸給年額 536,200 1人当俸給 6,874	25 49,500 1,980	1,313 4,215,887 3,211	87 166,740 1,917	11,400 13,652,005 1,198	18,817 12,961,410 689	31,720 31,581,742 996	487 611,093 1,255	16,601 9,397,313 566	48,808 41,590,148 852
1935年	人員 93 俸給年額 571,719 1人当俸給 6,148	25 49,200 1,968	1,354 3,951,770 2,919	93 145,752 1,567	13,131 15,292,486 1,165	19,761 13,350,081 676	34,457 33,361,008 968	813 793,717 976	20,695 11,039,349 533	55,965 45,194,074 808
1940年	人員 121 俸給年額 731,389 1人当俸給 6,045	25 48,300 1,932	1,862 5,295,429 2,844	145 231,015 1,593	20,111 24,027,554 1,195	23,097 16,865,214 730	45,361 47,198,901 1,041	1,221 1,261,385 1,033	39,336 23,546,668 599	85,918 72,006,954 838

出典：朝鮮総督府編纂（1932；1937；1942）。

注1）親任官は勅任官を含む。休職官吏は含まない。

2）表示したのは、国費支弁職員であるが、このほかに、道費支弁（8,461人）、府費支弁（4,612人）、学校費支弁（10,907人）、学校組合支弁（1,817人）、李王職（182人）の職員（合計25,979人）、邑面職員（50,598人）が存在した（カッコ内は1935年の実数）。

3）原本では、日本人、朝鮮人の区別がある。たとえば、1935年の朝鮮人官吏の割合は、高等官及び同待遇23%、判任官及同待遇34%、嘱託及雇員41%である。朝鮮人官吏割合の推移については岡本（2008, 59-69）を参照いただきたい。

- 11) 念のために付言しておく、同時代の行政学者（美濃部達吉など）は、法令の定義において官吏であると定められた高等官・判任官と雇員など非官吏との形式的な区分とは別に、法令定義上官吏ではないが実質的に国家事務を担った実質上の官吏という区別を用いている。これに従うと、待遇官吏（後述）や雇員は、実質上の官吏であるが形式的には官吏でない存在となる。ただ恩給法では、待遇官吏の一部は恩給受給の対象となるが雇員は外れていた。また、傭人や地方公共団体の公吏は、形式的にも実質的にも官吏ではないとされていた（池田 2015a, 3-6）。

判任官・同待遇 3万217人、雇員 1万6601人となる<sup>12)</sup>。この間、職員数は、急速に増加している。たとえば、1915年（大正4）2万5935人が1920年（大正9）には3万6451人、1935年（昭和10）には5万5965人となる。判任官と雇員の増加が寄与している<sup>13)</sup>。階層別職員数割合をみると、年次により相違があるが、判任官・同待遇が5割から7割ほど、雇員が3割から4割5分ほどで、この両者で9割5分ほどをしめていた。親任官・勅任官は1%に満たず、奏任官でようやく3、4%であった。総督府の職員は、判任官と雇員でほとんどを占めていたと言える。しかし、俸給面では親任官・勅任官・奏任官が大きな位置をしめ、それらと判任官、雇員それぞれとの間には大きな格差があった。表3の1人当俸給（年額）をみると（奏任官など階層で区切った単純平均）、親任官・勅任官は6000～7000円ほど、奏任官3000円前後、判任官1000円ほど、雇員500円ほどである。俸給面でみても、高等官（奏任官以上）は特別な待遇を受けていた。

以上を前提に吉田正廣の官歴（表1、表2）をみてみよう。吉田の官歴は、大きくは判任官時代と高等官（奏任官）時代に分けることができる。吉田は、1936年（昭和11）12月21日に、高等官7等（奏任官）に叙せられ、朝鮮総督府道小作官に補職された。判任官から高等官への仲間入りである。この日は、本人やその家族には記念すべき日であったに違いない<sup>14)</sup>。それ以前は、技手、書記、属という官名の判任官であった。この判任官時代は、京畿道技手、釜山府書記、本府（朝鮮総督府）属と3つの時期に分けることができる。特に、1927年（昭和2）9月の、釜山府書記という地方官吏から京城府（現ソウル特別市）にあった本府への転任は画期となった。1936年（昭和11）12月の奏任文官任用後は、小作官、道農村振興課長に補職され、朝鮮総督府理事官を最後に、1941年（昭和16）6月30日、45歳で官を辞している。慣例により、退官直前の陸叙で、高等官5等・従6位に叙されている<sup>15)</sup>。その後、朝

12) 待遇官吏は、奏任官、判任官などの待遇を与えられる場合である。親任官など階層ごとにそれぞれに規定があり、かつ時期的にも変更が加えられたが、たとえば俸給を国庫以外から受ける場合が該当する（百瀬 1990, 95）。

13) 職員の増加には、二つの画期があったとされている。第1は3・1運動後の1920年代における日本人職員の増加（いわゆる「文化政治」のもと地方庁を中心にした日本人官吏の急増）、第2は日中戦争後の朝鮮人の判任官と雇員の増加、である（橋谷 2004, 358）。

14) 高等官と判任官で俸給において大きな格差があったのはすでに確認したが（表3参照）、本俸や旅費などはもちろん、あらゆる部面で格差が設けられていた。たとえば、庁舎には、高等官とその見習い専用の高等官食堂があり、判任官などと区別していた（百瀬 1990；坪井 2004；任 2015など）。出勤退庁時間・通勤手段・トイレ・机椅子にも相違があったという（水谷 2013, 46-76）。なお、通常、有資格者（高等試験合格者）は、合格後も1、2年の見習い期間がある。見習いには判任官6級俸で任官し（判任官ポストがない場合は判任官6級俸相当の嘱託）、1、2年後、高等官7等に任官した。最初の俸給は第1号表の11級か10級が普通であった（和田 1955c, 29；和田 1956a, 42；任 2015, 213-294など）。ここで用いている「見習い」は俗にいう言い方で、官制用語ではない。

15) 恩給は在職年数×退官時の俸給を基準にした年額で決まるので、退官直前の陸叙で有利になる。文官の最短恩給年限は17年であるが、朝鮮在勤文官は在職年数の1.5倍に加算された（岡本 2002, 164；岡本 2008など）。



朝鮮総督府外務部・司政局の嘱託となった。

官吏の給料は、本俸，加俸，手当，賞与からなる。朝鮮総督府官吏は、本俸に加え、加俸（朝鮮在勤文官加俸など）や諸手当（宿舍料など）を受けていた<sup>16)</sup>。吉田正廣の本俸について

表4-1 官吏俸給表（1886年3月17日）

(1) 高等官官等俸給表（年俸，単位円）

勅任官	内閣総理大臣	9600					
	各省大臣	6000					
	1等	上	5000	下	4500		
	2等	上	4000	下	3500		
奏任官	1等	上	3000	中	2800	下	2600
	2等	上	2400	中	2200	下	2000
	3等	上	1800	中	1600	下	1400
	4等	上	1200	中	1100	下	1000
	5等	上	900	中	800	下	700
	6等	上	600	中	500	下	400
(2) 判任官俸給表（月俸，単位円）							
判任官	1等	上	75	下	60		
	2等	50					
	3等	45					
	4等	40					
	5等	35					
	6等	30					
	7等	25					
	8等	20					
	9等	15					
	10等	12					
判任技術官 (技手)	1等技手	上	80	中	70	下	60
	2等技手	上	70	中	60	下	50
	3等技手	上	55	中	50	下	45
	4等技手	上	50	中	45	下	40
	5等技手	上	45	中	40	下	35
	6等技手	上	40	中	35	下	30
	7等技手	上	35	中	30	下	25
	8等技手	上	30	中	25	下	20
	9等技手	上	25	中	20	下	15
	10等技手	上	18	中	15	下	12

出典：和田（1955a, 58），渡辺（1976, 126）。

表4-2 官吏俸給表（1910年3月26日）

(1) 高等官官等俸給表（年俸，単位円）

勅任官	内閣総理大臣	12000				
	各省大臣	8000				
	各省次官	5000				
	各省局長	3700				
奏任官		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号
	1級	3000	2500	2000	1500	3000
	2級	2700	2200	1700	1300	2700
	3級	2500	2000	1500	1200	2500
	4級	2200	1700	1200	1100	2200
	5級	2000	1500	1100	1000	2000
	6級	1700	1200	1000	850	1700
	7級	1500	1100	850	750	1500
	8級	1200	1000	750	600	1200
	9級	1100	850		550	1100
	10級	1000	750		500	850
	11級					750
12級						
(2) 判任官俸給表（月俸，単位円）						
	1級	95				
	2級	75				
	3級	65				
	4級	55				
	5級	50				
	6級	45				
	7級	40				
	8級	35				
	9級	30				
	10級	25				
	11級	20				

出典：渡辺（1976, 127）。

16) 奏任官以上は年俸，判任官は月給，雇員，庸人は日給というのが一般的であった。俸給については、『朝鮮総督府及所属官署職員録』（各年）の「奏任文官年俸表」「道地方費吏員ノ職名並俸給一覽」「文武判任官等級令」などを参照。日本人（朝鮮在勤文官）加俸は、月俸で本俸の6割，年俸の場合は4割（朝鮮総督・政務総監は5割）と大きな在勤加俸を受けていた（岡本 2002, 156-164など）。ただし官吏ではない嘱託や雇員には加俸はつかない。高等官であっても朝鮮人官吏にはこの加俸はなく（宮田 2000, 170など），任用や昇級・昇格の遅れ，宿舍料の未支給など差別的待遇がなされていた（岡本 2008など）。朝鮮人高等官からみた給与・待遇の理不尽さについては，任（2015, 213-294）を参照。

であるが、最も遡ることができるのは、京畿道内務部農務課技手の判任官9級俸（判任官4等。月俸50円）である（表4-3）。6年後の本府任用直前には月70円（判任官3等）にまで昇給していた。その後、奏任文官陸叙直前には判任官3級俸（判任官2等。月俸110円）にまで昇っている（表4-4）。小作官時代は奏任官7級俸であるが、道小作官は第2号表適用なので年俸1650円であった（表4-4）。免官時は本府理事官・奏任官5級俸（第2号表適用）の年俸2150円で退官したことになる<sup>17)</sup>（表4-4）。退官後の嘱託時代は月手当260円（年換算3120

表4-3 官吏俸給表（1920年8月17日）

(1) 高等官官等俸給表（年俸，単位円）

勅任官	内閣総理大臣	12000		
	各省大臣	8000		
	各省次官	6500		
	各省局長	5200		
		第1号	第2号	第3号
奏任官	1級	4500	3800	3100
	2級	4100	3400	2700
	3級	3800	3100	2400
	4級	3400	2700	2000
	5級	3100	2400	1800
	6級	2700	2000	1600
	7級	2400	1800	1400
	8級	2000	1600	1200
	9級	1800	1400	1100
	10級	1600	1200	1000
	11級	1400	1100	900
	12級	1200		

(2) 判任官俸給表（月俸，単位円）

1級	160
2級	135
3級	115
4級	100
5級	85
6級	75
7級	65
8級	55
9級	50
10級	45
11級	40

出典：渡辺（1976，128）。

表4-4 官吏俸給表（1931年5月27日）

(1) 高等官官等俸給表（年俸，単位円）

勅任官	内閣総理大臣	9600		
	各省大臣	6800		
	各省次官	5800		
	各省局長	4650		
		第1号	第2号	第3号
奏任官	1級	4050	3400	2770
	2級	3660	3050	2420
	3級	3400	2770	2150
	4級	3050	2420	1820
	5級	2770	2150	1650
	6級	2420	1820	1470
	7級	2150	1650	1300
	8級	1820	1470	1130
	9級	1650	1300	1050
	10級	1470	1130	970
	11級	1300	1050	900
	12級	1130		

(2) 判任官俸給表（月俸，単位円）

1級	145
2級	125
3級	110
4級	95
5級	85
6級	75
7級	65
8級	55
9級	50
10級	45
11級	40

出典：内閣印刷局編（1931，1-50），和田（1956a，42），渡辺（1976，129）。

17) 第1号表は有資格者（高等試験合格者）の適用表で、それ以外の特別任用（詮衡任用）者が適用されるのが第2号表か第3号表であった（和田 1956a，39；和田 1956b，56）。第2号表適用の諸官には、朝鮮総督府では、道小作官，本府・道・府理事官，府尹（京城・大邱・釜山・平壤を除く），郡守，島司，道視学官，道警視などが該当する（朝鮮総督府編纂 1935，4-5など）。

円)であったが、嘱託は朝鮮在勤文官加俸が付かないので、最終在官時の奏任官5級俸(本俸に在勤加俸=年俸の4割を加え3010円)とほぼ同額の年俸であったことになる<sup>18)</sup>。

## 2. 生い立ち

吉田正廣は、1895年(明治28)12月8日、堂前家の三男として、鹿児島県伊佐郡羽月村(のち1954年に大口市、2008年から伊佐市)で生まれた。ちょうど日清戦争に勝利し、日本中が戦勝に沸いていた時期である。その後、1901年(明治34)、5歳の時、吉田家の養子となった。養子入りした経緯は不明である<sup>19)</sup>。

地元の羽月尋常高等小学校(現、伊佐市立羽月小学校)を修了した後、鹿児島県肝属郡鹿屋町祓川の鹿児島県立鹿屋農学校(現、鹿児島県立鹿屋農業高等学校)に入学した(写真1参照)<sup>20)</sup>。鹿屋農学校は、「甲種程度の農学校」の中等教育機関(実業学校)で、入学資格は高等小学校3年以上(12歳以上)で、修業年限は3年間であった(九州聯合第二回馬匹第一回畜産共進会協賛会 1913, 271-278; 鹿児島県 1943, 678-679)。伊佐郡と肝属郡はかなり遠い。当時、伊佐郡内に中学校や農学校といった中等教育機関がなかったので<sup>21)</sup>、吉田家が遠く鹿屋の鹿屋農学校へ進学させたという。鹿屋農学校を卒業後、朝鮮にわたることになるが、

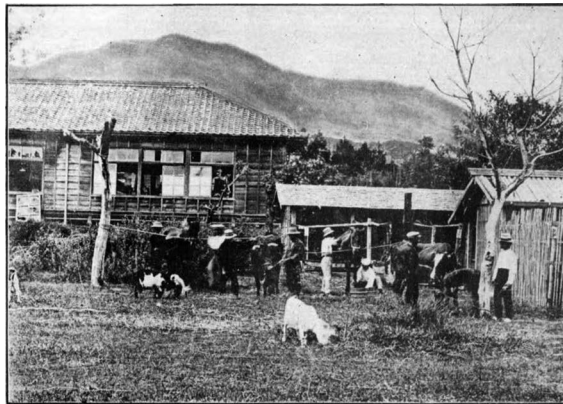


写真1 鹿児島県立鹿屋農学校(鹿児島県肝属郡鹿屋町祓川)  
出典:九州聯合第二回馬匹第一回畜産共進会協賛会編(1913)。

18) 以下、本稿の陸叙・補職の年月日は、『朝鮮総督府官報』による。

19) 以上、広島修道大学人文学部・針持和郎氏よりの教示。

20) 吉田の学歴について、吉田拓郎氏は「親父は小学校しか出ていなくて」と語っているが(重松2010, 125)、思い違いであろう。なお、鹿児島県立鹿屋農学校の文献調査については、広島修道大学図書館・有田真理子氏にご助力を賜った。お礼を申し上げる。

21) 伊佐農林学校の開校は1914年(大正3)、鹿児島県立大口中学校は1922年(大正11)の開校である(鹿児島県 1943, 955, 959-960)。

時期は今のところ明確にしえない<sup>22)</sup>。吉田正廣の妹・スマの長男・針持健一郎は「内地の日本人は、視野が狭くて窮屈でたまらない。朝鮮は大陸的でのんびりしている……」と吉田正廣自身が語っていたのを記憶している<sup>23)</sup>。

ちなみに、鹿児島県立鹿屋農学校と改称したのは、1901年（明治34）9月である。それまでは、鹿児島県農学校であった。1913年（大正2）時点の在学学生をみると、地域的には大隅地域出身の学生が多く、在学総人数245人のうち伊佐郡出身者は13人である。1912年（明治45）までの卒業生1134人の卒業後「職業別」人数では、自営678人、学校140人、官公吏216人、朝鮮5人、台湾8人、軍人30人などとなっている（九州聯合第二回馬匹第一回畜産共進会協賛会1913, 272-278）。「職業別」の朝鮮や台湾が何を意味するかは定かではないが、卒業生で朝鮮へ渡ったものは多くはなかった模様である<sup>24)</sup>。

### 3. 技 手 時 代

吉田正廣が朝鮮総督府の刊行物で初めて登場するのは、『朝鮮総督府官報』第2564号（1921年3月2日。「調査及報告」欄）に掲載された農業技術員講習会記事である（資料1）。1921年（大正10）2月7日から14日まで行われた農業技術員講習会に、京畿道勸業技手<sup>25)</sup>・吉田正廣が参加している。この講習会では、各道農業技術員104名が朝鮮総督府勸業模範場（京畿道・水原）に招集され、同場の技師・技手から品種改良、作物栽培、土壌肥料、園芸、虫害、植物病理の6科目の講習をそれぞれ5～6時間受けている。吉田を含め受講者には修了証書が授与された。

- 
- 22) 鹿屋農学校卒業後から朝鮮へ渡るまでの動向は不明である。この間、徴兵検査で兵役（現役服役）についているかもしれない。陸軍の場合は八代連隊区となる。
- 23) 以上、針持和郎氏よりの教示。吉田正廣の妹・スマは小園家（鹿児島県伊佐郡山野村）の次女で、小園家と縁戚関係にあった堂前家の養女となった。スマは1924年（大正13）餅田家に嫁入りし、長男・健一郎をもうける。1938年（昭和13）に餅田夫婦は針持俊熊と養子縁組をむすび、針持家に入籍している。針持和郎は、健一郎の次男である。針持健一郎は、平壤師範学校本科を卒業後、1944年（昭和19年）第30師団歩兵第41連隊（平壤）に入営し、敗戦後ソビエト抑留を経て、戦後は鹿児島県で教員をつとめた。甥の針持健一郎を朝鮮（平壤師範学校）に呼び寄せたのは吉田正廣という（以上、針持（1994）並に針持和郎氏よりの教示）。針持健一郎には、『秋乙挽歌』（針持1994）、『白き炎：歌集』（針持2013）などの著作がある。『秋乙挽歌』には、1944年（昭和19）9月、針持健一郎が平壤の歩兵部隊に入隊する途上、京城府の吉田正廣宅に立ち寄った時の描写がある（針持1994, 4-5）。
- 24) 『鹿児島県畜産史』下巻は、鹿屋農学校について、次のように記している。「其の位置は南隅鹿屋の一角、閑静高燥なる邊にして、実習田頗る多く、実験動物にも乏しからず、思ふに這個自然の幽境裡、温かなる校風に浴しつゝ、斯業に研鑽を積む幾多有望の青年学生は必ずや後年其の蓄へし、新知識を以て、我県の産業界に貢献する事甚だ大ならんか」（九州聯合第二回馬匹第一回畜産共進会協賛会1913, 274）。
- 25) 「朝鮮総督府地方官官制」によると、「技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス」とある（内閣印刷局編1922, 644）。

<p>○大正十年二月二十三日 (各通) 朝鮮總督府視學官 高橋 亨 朝鮮總督府視學官 支 穂</p> <p>○大正十年二月二十五日 平安北道新義州、義州へ出張ヲ命ス 朝鮮總督府技師 村田 昇清</p> <p>○大正十年三月一日 東京、徳山及京城へ出張ヲ命ス 朝鮮總督府平壤鐵道所長 水谷千萬吉</p>	<p>○敍任及辭令</p> <p>○官廷事項</p> <p>○勅使差遣 故朝鮮總督府中樞院發議四元植一昨二十四日葬送ニ付本月二十日午後三時勅使トシテ朝鮮總督府京畿道知事工藤英一ヲ同八念ニ差遣ハテ、幣帛ヲ下賜セタリ (三十九官報)</p> <p>○官廳事項 官 吏 ○官吏發着 平安南道及黃海道各管内へ出張ヲ命セラレタル朝鮮總督府事務官渡邊日字ハ二月二十六日、新義州及義州へ出張ノ命セラレタル朝鮮總督府技師村田昇清ハ同日狀へ出張、元山及咸鏡北道管内へ出張ノ中關於保羅ハ同日二十五日歸着、光州地方法院長守萬吉ハ管内木浦長興順天ノ各支廳海南康津寶城高興光陽ノ各出張所事務視察ヲ、同月二十四日出發ノ平壤地方法院檢察正岡本至徳ハ同月二十七日、大倉地方法院檢察正杉村逸雄ハ同月二十六日狀へ出張赴任、平壤地方法院判事木多公男ハ同月二十五日赴任セリ</p> <p>○調査及報告</p> <p>○農業技術員講習會概況 二月七日ヨリ同月十四日迄各道農業技術員百四名ヲ勸業模範場ニ召集シ左記科目ニ付農業技術員講習會を開催セリ其ノ概況ノ如シ</p>																																																																																															
<p>一 期 間 自大正十年二月七日至同年同月十四日</p> <p>一 講習場 水原農林專門學校</p> <p>一 講習科目 時間及講師</p> <p>一 科目 時間 講師</p> <p>品 種 改 良 六六六</p> <p>作物栽培 六六六</p> <p>土壤肥料 六六六</p> <p>園 藝 五五六</p> <p>園 蟲 五六六</p> <p>植物病理 五六六</p> <p>一 開會式 二月七日午前十一時殖産局長代理原農務課長、勸業模範場技師長代理向坂技師及各講師列席ノ上開會式ヲ舉ゲ殖産局長代理ノ開會辭ヲ終了式 二月十四日午後三時三十分閉會セリ</p> <p>一 長代理向坂技師及講師列席ノ上開會式ヲ舉ゲ殖産局長代理ノ開會辭ヲ終了式 二月十四日午後三時三十分閉會セリ</p> <p>一 場長代理向坂技師其ノ他各講師列席ノ祝辭アリ之ニ對シ講習員總代石關講習員氏名ノ如シ</p> <p>一 講習員氏名ノ如シ</p>	<table border="1"> <tr> <td>京畿道</td> <td>勸業技手</td> <td>岡田 由典</td> <td>林 正廣</td> <td>平田 正廣</td> </tr> <tr> <td></td> <td>助 手</td> <td>安 田 隆 輔</td> <td>增 田 吉 三郎</td> <td>松 岡 三 竹 次</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>同 同 同</td> <td>同 同 同</td> <td>同 同 同</td> </tr> <tr> <td>忠清北道</td> <td>勸業技手</td> <td>兒島 隆 吉</td> <td>津 上 七 郎</td> <td>野 田 三 吉 次</td> </tr> <tr> <td></td> <td>助 手</td> <td>大 橋 隆 吉</td> <td>赤 井 英 三郎</td> <td>野 田 三 吉 次</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>同 同 同</td> <td>同 同 同</td> <td>同 同 同</td> </tr> <tr> <td>忠清南道</td> <td>勸業技手</td> <td>伊 藤 善 次</td> <td>村 上 信 一</td> <td>村 上 信 一</td> </tr> <tr> <td></td> <td>助 手</td> <td>中 野 時 次郎</td> <td>村 上 信 一</td> <td>村 上 信 一</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>同 同 同</td> <td>同 同 同</td> <td>同 同 同</td> </tr> <tr> <td>全羅北道</td> <td>勸業技手</td> <td>土 田 成 成</td> <td>東 島 秀 彦</td> <td>高 橋 正 道</td> </tr> <tr> <td></td> <td>助 手</td> <td>李 品 英 謙</td> <td>李 品 英 謙</td> <td>高 橋 正 道</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>同 同 同</td> <td>同 同 同</td> <td>同 同 同</td> </tr> <tr> <td>全羅南道</td> <td>勸業技手</td> <td>中 島 眞 之助</td> <td>山 田 眞 一</td> <td>高 橋 正 道</td> </tr> <tr> <td></td> <td>助 手</td> <td>李 品 英 謙</td> <td>山 田 眞 一</td> <td>高 橋 正 道</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>同 同 同</td> <td>同 同 同</td> <td>同 同 同</td> </tr> <tr> <td>慶尚道</td> <td>勸業技手</td> <td>土 井 長 助</td> <td>松 浦 正 美</td> <td>松 浦 正 美</td> </tr> <tr> <td></td> <td>助 手</td> <td>江 島 文 太郎</td> <td>松 浦 正 美</td> <td>松 浦 正 美</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>同 同 同</td> <td>同 同 同</td> <td>同 同 同</td> </tr> <tr> <td>農業技手</td> <td></td> <td>同 同 同</td> <td>同 同 同</td> <td>同 同 同</td> </tr> </table>	京畿道	勸業技手	岡田 由典	林 正廣	平田 正廣		助 手	安 田 隆 輔	增 田 吉 三郎	松 岡 三 竹 次			同 同 同	同 同 同	同 同 同	忠清北道	勸業技手	兒島 隆 吉	津 上 七 郎	野 田 三 吉 次		助 手	大 橋 隆 吉	赤 井 英 三郎	野 田 三 吉 次			同 同 同	同 同 同	同 同 同	忠清南道	勸業技手	伊 藤 善 次	村 上 信 一	村 上 信 一		助 手	中 野 時 次郎	村 上 信 一	村 上 信 一			同 同 同	同 同 同	同 同 同	全羅北道	勸業技手	土 田 成 成	東 島 秀 彦	高 橋 正 道		助 手	李 品 英 謙	李 品 英 謙	高 橋 正 道			同 同 同	同 同 同	同 同 同	全羅南道	勸業技手	中 島 眞 之助	山 田 眞 一	高 橋 正 道		助 手	李 品 英 謙	山 田 眞 一	高 橋 正 道			同 同 同	同 同 同	同 同 同	慶尚道	勸業技手	土 井 長 助	松 浦 正 美	松 浦 正 美		助 手	江 島 文 太郎	松 浦 正 美	松 浦 正 美			同 同 同	同 同 同	同 同 同	農業技手		同 同 同	同 同 同	同 同 同
京畿道	勸業技手	岡田 由典	林 正廣	平田 正廣																																																																																												
	助 手	安 田 隆 輔	增 田 吉 三郎	松 岡 三 竹 次																																																																																												
		同 同 同	同 同 同	同 同 同																																																																																												
忠清北道	勸業技手	兒島 隆 吉	津 上 七 郎	野 田 三 吉 次																																																																																												
	助 手	大 橋 隆 吉	赤 井 英 三郎	野 田 三 吉 次																																																																																												
		同 同 同	同 同 同	同 同 同																																																																																												
忠清南道	勸業技手	伊 藤 善 次	村 上 信 一	村 上 信 一																																																																																												
	助 手	中 野 時 次郎	村 上 信 一	村 上 信 一																																																																																												
		同 同 同	同 同 同	同 同 同																																																																																												
全羅北道	勸業技手	土 田 成 成	東 島 秀 彦	高 橋 正 道																																																																																												
	助 手	李 品 英 謙	李 品 英 謙	高 橋 正 道																																																																																												
		同 同 同	同 同 同	同 同 同																																																																																												
全羅南道	勸業技手	中 島 眞 之助	山 田 眞 一	高 橋 正 道																																																																																												
	助 手	李 品 英 謙	山 田 眞 一	高 橋 正 道																																																																																												
		同 同 同	同 同 同	同 同 同																																																																																												
慶尚道	勸業技手	土 井 長 助	松 浦 正 美	松 浦 正 美																																																																																												
	助 手	江 島 文 太郎	松 浦 正 美	松 浦 正 美																																																																																												
		同 同 同	同 同 同	同 同 同																																																																																												
農業技手		同 同 同	同 同 同	同 同 同																																																																																												

資料 1 農業技術講習會（1921年2月7日～14日）  
 出典：『朝鮮総督府官報』第2564号，1921年3月2日  
 注：京畿道の欄に「吉田正廣」の名がみえる。

さて、吉田正廣が職員録類に登場するのは、内閣印刷局編『職員録』では1921年（大正10）7月1日現在から、『朝鮮総督府及所属官署職員録』では1922年（大正11）1月1日現在からである（表1参照）。ともに京畿道内務部農務課技手（産業技手，判任官9級俸，月俸50円，国費支弁）として初めて登場する。ただし，同課の国費支弁技手としては，最下位の序列であった。最下位であることを考慮すると，おそらく1921年（大正10）2月の農業技術員講習会の段階では，道地方費吏員の勸業技手として，10級俸（月額45円）であったと思われる。吉田の勤務した京畿道庁（写真2）は，京城府光化門通にあった。本府（朝鮮総督府）のすぐ近くである。





写真2 京畿道庁（京城府光化門通）

出典：朝鮮総督府編（1921）。

注：京畿道庁は、朝鮮総督府正門から南に延びる光化門通りのすぐ左手にあった。

ところで、吉田正廣は、判任官である技手にどのように任官したのであろうか。確定的には言い難いが、おそらく文官任用令第7条による詮衡任用であらう<sup>26)</sup>。吉田は鹿児島県立鹿屋農学校（中等教育機関）を卒業しており、詮衡任用で京畿道勤業技手に採用された可能性が高い。この他に、普通試験の合格<sup>27)</sup>や雇員4年間勤務後に任用されるというコース<sup>28)</sup>があったが（佐々木 1924, 9-10）、これらによる任用ではないように思われる。

さて、この技手時代に吉田が残している著作物が2点ある。次の『京城日報』の論稿（資料2）と『朝鮮地方行政』に掲載された論稿である。ともに同族部落について論じている。『朝鮮地方行政』の論稿には肩書がないが、『京城日報』では「京畿道社会事業囑託 吉田正廣」となっている<sup>29)</sup>。

吉田正廣「朝鮮の部落組織」上・下『京城日報』1922年（大正11）12月28日・29日

- 26) 文官任用令第7条は、「教官、技術官其ノ他特別ノ學術技芸ヲ要スル文官ハ高等官ニ在リテハ高等試験委員、判任官ニ在リテハ普通試験委員ノ詮衡ヲ経テ之ヲ任用ス」である（和田 1956a, 38；帝國法律研究会編 1930, 624など）。詮衡基準については、それぞれの試験委員の内規に任せられていた（和田 1956b, 60）。
- 27) 普通試験は、その官庁の普通試験委員が中学校卒業程度の試験（中学校学科目中5科目以上）を課すものである（百瀬 1990, 99）。
- 28) 1920年（大正9）の文官任用令改正でそれまでの5年以上が4年以上雇員に短縮され、要件が緩和された（和田 1955b, 61；和田 1955c, 39；氏家 2006, 76）。このほかにも判任文官特別任用令による別ルートがあったが（佐々木 1924, 10）、吉田の経歴からすると特別任用の可能性は極めて低い。
- 29) 「道事務分掌規程」によると、京畿道では当時、内務部地方課が「賑恤救済ニ関スル事項」を分掌していたが、吉田は当時、内務部農務課産業技手であったので、当然、地方課囑託には名前はない（朝鮮総督府編纂 1923, 220, 223）。『朝鮮社会事業要覧』には、京畿道庁員による京畿道社会事業調査委員会（1921年12月1日発足、所在地＝京畿道庁）が掲載されている（朝鮮総督府内務局社会課 1924, 3）。

資料2 吉田正廣「朝鮮の部落組織 上・下」

朝鮮の部落組織（上）

京畿道社会事業嘱託 吉田正廣

地方改良の単位は合理的のものでなければならない。行政上の区劃たる郡面よりも地理的歴史的事情の同一な里或は村落の方が徹底を期し得ると思ふ。即ち其部落の根本的基礎を調査すれば改良施設の条件が生れて来るからである。自分は此意味に於て部落の調査研究に従事して居るが、其結果各地に散在して居る（大抵各面に存在する）李、金、張等色々の同姓族の集団部落が地方行政、農業政策、社会教化上重要な価値を有する事を確め得た。其詳細は何れ他の方法を以て発表する考へであるが、大体の条件を簡明に述べて見ると元来同族部落が発生したのは、昔文武官や賢人さては忠臣の後裔、又は世々の将相、東西南北の党人が政変其他色々の事情に依つて隠遁した系類の分家によって出来た部落が多い。これ等は社会階級上の地方両班又は土豪の類である。勿論中人であつて相当財産を有し勢力を持つて居る者が常民の圧迫を逃れ。匪賊に対する防衛上集団した者もある。京畿道二十郡内に於て十数戸以上の同族集団部落は都合七百二十六あるが其大部分は部落全戸の五割以上又は殆ど同族のみの集団である。大きな部落になると百二十戸（人口五六百）に及ぶものがある。斯くの如き一族の大集団は朝鮮に於ける大家族制度の表徴である。同族部落と普通部落の分布状態を図に作つて経過年代等を明かにして見ると、農村發達の径路が地理的条件及び歴史的事実と結び着いて明瞭に表現して来る。自分は此方法に依つて農村組織の現在及農村發達の歴史を研究することにして居る。

次に同族部落民の社会状態乃至経済状態を挙げて見よう。勿論凡べての部落が同一状態である筈はないから其部落發生の原因と結び着けて考察するのが至当である。然し茲には單に総括的に其特色を示すことにする素より此種の部落民は根が同一族であるだけ何事も共同して種々事故に備えて居る。一人の旧家を中心として住宅も造られて居る。又部落の堡が同族中或一人の所有に帰して居る所が多い。部落には其部落の人達が盟主の如く其腕に纏り自分達の安全もこれに依つて図るという中心人物が挙げられて、部落の出来事は斯うした人物に依つて円満に解決される。要するに一つの部落は一つの家族であり且一つの立派な自治団体であるのだ。斯の如く元来保守的精神がこびりついて居るから頗る頑迷な者も少くない。而して排他的気分が漲つて居るから他の地方から移住することは容易に許さないし、部落の人達も他に移住することを忌むのである。風紀も中々厳粛で娯楽も共同祭祀宴樂も労働も皆共同で相助的である、婦人の交際も特別の風習があつて道徳状態が濃厚である。教化も中々高く民政上重要視されて居る各種の契も能く整うて居る。古来近郷の人達が崇敬する人物も多く出て、書堂も必ず設けられて孔孟の道を教へて居るが、今は普通学校が私立の学校に改められて居る処もある。宗教は儒教を信奉する外、仏教其他に帰依して居る者は極少い。

朝鮮の部落組織（下）

京畿道社会事業嘱託 吉田正廣

大正八年騒擾の事件突発するや此の種の部落民は率先して妄動に参加した。事件沈静後犯罪捜査に着手したが、此の種の部落では何時も部落内の犯罪を隠蔽する習慣であるので中々骨が折れたそうである。徴税及産業奨励等の成績は概して良好の方で、勸業の模範部落は多く此種の部落である。

近時漸く普通教育が普及して一般に学熟が高くなつて来たが、就中此同族部落に於ける子弟の就学率が一番高い。殊に学校の所在が遠くて通学に不便な所では、此種の部落民子弟と基督教徒の子弟の通学が多数を占めて居る。特に女生徒に関して其傾向が著しく認められる。通学に最も不便な地方では書堂が改良されて新しい教科書を教へて居る。或る部落では書堂が廢せられたが為め是迄其維持費に充当した興学契の財産を、部落民の子弟中他に遊学するもの、学費の補給に当て居る。

次は此部落民の経済状態であるが多くは有福で地主もあり自作農も多い。概して生活程度は均等で生活に窮するといふ様な極貧者は殆ど認められない。これは人的和合に加ふるに昔時有してゐた社会階級上の或る勢力を以て、生活基礎の最も安全な場所を選定したからであらう。尤も多くの中には余り有福でない部落もあるが、これは祖先の墓や史跡の縁故で寄留した部落か、然らざれば特殊な事変に遭遇した部落である。同族部落は部落創始の原因が歴史的事実であるだけ、数千年を経た老樹や山水明媚の自然を背景として部落に一入の雅致を添へて居る。その為め朝鮮のムラの景色を描かんとする画家に珍重がられる所が多い。

斯の如く同族部落の生活状態には保守的に団結的に道徳的に鮮明な特色を有して居る此保守的である所に特殊な反対の事情にブツつかると覺醒し易い所がある。経済的にも社会的にも文化的にも進み易い所がある即ち建設的に進み易い素質を持つて居る。此意味に於て社会改善に従事する者は、此種の保守的部落を対照として指導上先鞭をつける必要があると信ずる。又朝鮮固有の生活状態経済状態が如何に動きつゝあるかを知らんとする研究者には見逃すべからざる好材料であると信ずる。極言すれば此同族部落は實に地方に於ける文化促進の核心であると信ずるのである（完）

出典：神戸大学経済経営研究所新聞記事文庫01. 社会事情（5-093）。

原典：『京城日報』1922年12月28日、1922年12月29日。

吉田は、この新聞記事の中で、地方改良の単位として、行政上の区画である郡・面よりも地理的歴史的事情が同一の里・村落の方が地方改良の徹底を期待できるとし、さらに部落の調査研究に従事しているが、その調査研究の結果、李、金、張などの同姓の集団部落（同族部落）が地方行政、農業政策、社会教化において重要な価値を有することを確認しえた、としている。続けて、同族部落は、いわば一つの家族で、かつ立派な自治団体で、中心人物が存在し、風紀は厳粛で労働や娯楽は共同かつ相助的であり、道徳は濃厚で契もよく整っている。徴税や産業奨励は概して良好で、模範部落も多い。子弟の就学率も高く、部落の経済状態も良好である。以上より、同族部落は実に地方における文化促進の核心である、と結んでいる。

もう一点は、下記の「京畿道同族部落の概観」の論稿である。内容は上記の新聞記事とほぼ同じである。

吉田正廣「京畿道同族部落の概観」『朝鮮地方行政』2(6), 1923年(大正12)6月

この吉田正廣の同族部落調査は、人文地理学者（早稲田大学講師）・小田内通敏（1875-1954）の朝鮮部落調査と関係がある。小田内通敏は、朝鮮総督府嘱託（1920年7月～1925年3月）として「古墳調査旧慣及制度調査部落調査」を命ぜられ、咸鏡北道を除き各道にわたり朝鮮農村の実地調査を行った（小田内 1923, 1; 山崎 1984, 130）。その成果は、『朝鮮部落調査の過程』（小田内 1922a）、『朝鮮之地方住家』（小田内 1922b）、『朝鮮部落調査予察報告第一冊』（小田内 1923）、『朝鮮部落調査報告第一冊』（小田内 1924）として残されている。吉田はその実地調査の強力な補助者であった。『朝鮮部落調査予察報告第一冊』には、「諸部落の調査に就いては、京畿道社会事務嘱託吉田正廣氏は当初から尽力せられ、又当該道郡庁及面事務所当局者は随時便宜を与え、其の作業を助けられた事を感謝する」（小田内 1923, 序言）とある。この朝鮮部落調査は、1920年（大正9）8月、1921年（大正10）10月～12月に実施されたが、「吉田正廣氏は当初から尽力せられ」とあるので、吉田は1920年（大正9）夏から調査に加わっていたと思われる。小田内45歳、吉田24歳の夏である。つまり、吉田は、1920年（大正9）夏より前に朝鮮にわたっていたことになる。

また、吉田正廣は、早稲田大学教授・今和次郎（1888-1973）の朝鮮民家調査の協力者でもあった。今和次郎は、小田内が委嘱を受けていた朝鮮部落調査（上記）のうちの住居調査を朝鮮総督府から依頼されたのである（小田内 1922b, 序言：富井 2001, 97）。1922年（大正11）9月から10月にかけて朝鮮の実地調査をし、『朝鮮部落調査特別報告第一冊』（今 1924）をまとめている。その「序言」には、「また総督府嘱託小田内通敏氏、同属吉田正廣氏より色々御教示にあづかりたるを感謝したい」と書き残している。今は、小田内から吉田を紹介されたと思われる。

さて、朝鮮の同族部落については、十数年後に刊行される善生永助の『朝鮮の聚落 後篇』（善生1935）とそれをリライトした『朝鮮の姓氏と同族部落』（善生 1943）が代表的著作で

ある<sup>30)</sup>。同族部落は、1930年代の総督府の統治政策である村落組織化（農村振興運動）のなかで注目を浴びようになり、善生の調査研究に刺激を受け秋葉隆（京城帝国大学）や鈴木栄太郎（京城帝国大学）も調査を行うことになる（林 2006, 184-192）。善生は、同族部落の調査研究は、「朝鮮の聚落に関する根本観念を明確ならしむるに効果多きのみならず」、「行政上、学問上、極めて大切なことであり」、「朝鮮統治、並に農村対策上軽視すべからざる題目である」とその重要性を述べている（善生 1935, 2；善生 1943, 24）。

同族部落の研究史との関連では、吉田の記事は、①時期的にかなり早い時期に同族部落に着目していること、②同族部落の特徴づけが、のちの善生の浩瀚な調査研究の結論的部分と比べても見劣りしないことである。朝鮮総督府が村落を農事改良政策などに本格的に活用し始めるのは、模範部落に補助金を交付し始める1927年（昭和2）のことであった（松本 1998, 70）。それを考慮すると、吉田の同族部落への着眼はかなり早いといえる<sup>31)</sup>。かつ、吉田は、「京畿道二十郡内に於て十数戸以上の同族集団部落は都合七百二十六あるが其大部分は部落全戸の五割以上又は殆ど同族のみの集団である。大きな部落になると百二十戸（人口五六百）に及ぶものがある。斯くの如き一族の大集団は朝鮮に於ける大家族制度の表徴である。同族部落と普通部落の分布状態を図に作って経過年代等を明かにして見ると、農村発達の経路が地理的条件及び歴史的事実と結び着いて明瞭に表現して来る。自分は此方法に依って農村組織の現在及農村発達の歴史を研究することにして居る」（資料2；吉田 1922a）とかなり突っ込んだ記述をしている<sup>32)</sup>。吉田は同族部落について幾つかの特徴をあげているが、それらは後年、善生が同族部落の特徴としてあげている諸点（家族制度の美風を維持していること、一門の統制・団結が極めて円滑に行き届いていること、両班・儒林など著名なる人物の排出が多く、地方の中心人物が多く存在していること、勸業・徴税・教育・風紀・道徳などがうまく行っていることなど）（善生 1935, 989-990）と共通している<sup>33)</sup>。

吉田は後年（1934年10月）、「私が多年公務の余暇を利用して研究に没頭して居る問題は

- 
- 30) 善生永助（1885-1971）は、香川県生まれ、早稲田大学卒業後、『財政経済時報』などのジャーナリストとなるが、1923年（大正12）に同郷の総督官房調査課長・大西一郎（のち、横浜市長）の推挙で朝鮮総督府の嘱託となり、人口、商業、小作慣行、契、集落、同族部落、農村経済など、著書31冊・論稿228篇という膨大な調査報告、著作を残した（善生他 1963, 20-36；碓井 1991, 164-165；林 2006, 169-174）。高給取りの嘱託（「高給嘱託」）としても有名で、たとえば、1935年（昭和10）7月現在で、宇垣一成総督の本俸が6800円に対し、善生の年手当は4560円（局長級）にのぼっていた（朝鮮総督府編纂 1935, 3, 6）。1935年（昭和10）、当時の文書課長・塩田正洪（後述）は善生をはじめ3人の高給嘱託の首を切った（須麻 1937, 128）。
- 31) 善生は「朝鮮で同族部落の名称を用ふるに至つたのは、多分私が始めのやうに記憶する」（善生 1935, 1）としているが、検討の余地がある。
- 32) 善生は、京畿道の同族部落は929としており（善生 1935, 724）、吉田の指摘よりも多い。
- 33) 吉田は「自分は此意味に於て部落の調査研究に従事して居る……其詳細は何れ他の方法を以て発表する考へである」としている（資料2；吉田 1922a）。



「朝鮮の農村及農民生活」の実証的研究であって」と述べている（吉田 1934, 19-20）。この同族部落の調査研究は、「朝鮮の農村及農民生活」の実証的研究の一つであったと思われる。

\* 本稿は、2017年度広島修道大学ひろしま未来協創センター調査研究費並びにJSPS 科研費 JP17K03862の助成による研究成果の一部である。本稿作成にあたっては、針持和郎先生（広島修道大学人文学部）並びに松尾宏子氏（吉田正廣氏・次女）には、様々な資料の提供をいただき、多くのご教示をいただいた。記して、お礼を申し上げる次第である。

## 文 献

- 朝倉敏夫（2011）「植民地期朝鮮の日本人研究者の評価—今村鞆・赤松智城・秋葉隆・村山智順・善生永助」山路勝彦編『日本の人類学 植民地主義、異文化研究、学術調査の歴史』関西学院大学出版会
- 安西巧（2016）『広島はすごい』新潮社
- 池田雅則（2015a）「明治の判任文官層：キャリア形成としての教育史における研究対象——」『兵庫県立大学看護学部・地域ケア開発研究所紀要』22
- 池田雅則（2015b）「判任文官たりえる資格：1913年改正「文官任用令」までの官吏任用制度」『教育と社会研究』25
- 氏家康裕（2006）「旧日本軍における文官等の任用について」『防衛研究所紀要』8-2
- 碓井和弘（1991）「朝鮮総督府嘱託善生永助の調査研究」『札幌学院商経論集』7-2/3
- 岡本真希子（2002）「未公開資料朝鮮総督府関係者録音記録（3）解説 朝鮮総督府・組織と人」『東洋文化研究』4
- 岡本真希子（2008）『植民地官僚の政治史：朝鮮・台湾総督府と帝国日本』三元社
- 小田内通敏（1922a）『朝鮮部落調査の過程』（『東洋』1922年4月号抜刷）
- 小田内通敏（1922b）『朝鮮之地方住家』朝鮮総督府
- 小田内通敏（1923）『朝鮮部落調査予察報告第一冊』朝鮮総督府
- 小田内通敏（1924）『朝鮮部落調査報告第一冊』朝鮮総督府
- 鹿児島県（1943）『鹿児島県史』第4巻、鹿児島県
- 九州聯合第二回馬匹第一回畜産共進会協賛会編（1913）『鹿児島県畜産史』下巻、九州聯合第二回馬匹第一回畜産共進会協賛会
- 熊谷直（1998）『日本の軍隊ものしり物語2』光人社
- 今和次郎（1924）『朝鮮部落調査特別報告第一冊』朝鮮総督府
- 崔吉城（1994）「日本植民地時代の民俗学・人類学」崔吉城編『日本植民地と文化変容——韓国・巨文島——』御茶の水書房
- 坂根嘉弘（1996）『分割相続と農村社会』九州大学出版会
- 坂根嘉弘（2017）「「若者のカリスマ」吉田拓郎氏の父親・「吉田正廣」との出会い」『BOOKMARK』（広島修道大学図書館広報誌）4
- 坂本悠一（2007）「1920年代後半における釜山府政——広報誌『釜山』に見るその動向——」坂本悠一・木村健二『近代植民地都市釜山』桜井書店
- 佐々木貞七校閲（1924）『現代青年子女職業の智識』日本公益社
- 重松清（2010）「ダイアログ2010ロングインタビュー吉田拓郎 家族・時代・仕事をめぐる対話」『すばる』32（3）
- 人事院（1974）『国家公務員法沿革史（記述編）』人事院
- 須麻守人（1937）「朝鮮官僚論」『朝鮮行政』1（9）
- 善生永助（1935）『朝鮮の聚落 後篇』朝鮮総督府
- 善生永助（1943）『朝鮮の姓氏と同族部落』刀江書院
- 善生永助・安藤彦太郎・小沢有作・旗田巍・宮田節子（1963）「連続シンポジウム 日本における朝鮮研究の



朝鮮総督府官吏・吉田正廣の経歴と業績（上）

- 蓄積をどう継承するか第5回 朝鮮総督府の調査事業について』『朝鮮研究月報』13
- 朝鮮総督府内務局社会課編（1924）『朝鮮社会事業要覧』朝鮮総督府
- 朝鮮総督府編（1921）『写真帖 朝鮮』朝鮮総督府
- 朝鮮総督府編纂（1923）『大正12年4月1日現在朝鮮総督府及所属官署職員録』朝鮮総督府
- 朝鮮総督府編纂（1926）『大正15年5月1日現在朝鮮総督府及所属官署職員録』朝鮮総督府
- 朝鮮総督府編纂（1932）『昭和5年朝鮮総督府統計年報』朝鮮総督府
- 朝鮮総督府編纂（1932a）『朝鮮ノ小作慣行』上巻，朝鮮総督府
- 朝鮮総督府編纂（1932b）『朝鮮ノ小作慣行』下巻，朝鮮総督府
- 朝鮮総督府編纂（1935）『昭和10年7月1日現在朝鮮総督府及所属官署職員録』朝鮮総督府
- 朝鮮総督府編纂（1937）『昭和10年朝鮮総督府統計年報』朝鮮総督府
- 朝鮮総督府編纂（1942）『昭和15年朝鮮総督府統計年報』朝鮮総督府
- 朝鮮総督府編纂（各年）『朝鮮総督府及所属官署職員録』朝鮮総督府
- 坪井幸生（2004）『ある朝鮮総督府警察官僚の回想』草思社
- 帝国法律研究会編（1930）『改正地方制度諸法規』帝国法律研究会
- 富井正憲（2001）「建築家たちの夢と挫折② [朝鮮半島] 今和次郎—朝鮮半島の旅」『月刊しにか』12（5）
- 内閣印刷局編（1922）『大正11年7月1日現在 職員録』印刷局
- 中生勝美（2016）『近代日本の人類学史 帝国と植民地の記憶』風響社
- 日本公務員制度史研究会編（1989）『官吏・公務員制度の変遷』第一法規出版
- 任文桓（2015）『日本帝国と大韓民国に仕えた官僚の回想』ちくま文庫（原著は1975年刊行の『愛と民族』同成社）
- 橋谷弘（2004）「解説 『朝鮮行政』と総督府官僚」『朝鮮行政 別巻 総目次・索引・解説』ゆまに書房
- 秦郁彦（1983）『官僚の研究』講談社
- 針持健一郎（1994）『秋乙挽歌』私家版
- 針持健一郎（2013）『白き炎：歌集』私家版
- 古庄逸夫（1934）「序」吉田正廣『朝鮮に於ける小作に関する基本法規の解説』朝鮮農政研究同志会
- 松本武祝（1998）『植民地権力と朝鮮農民』社会評論社
- 松本武祝（2008）「未公開資料朝鮮総督府関係者録音記録（9）解説 植民地朝鮮に生きた日本人」『東洋文化研究』10
- 水谷三公（2013）『シリーズ日本の近代 官僚の風貌』中央公論新社
- 宮田節子（2000）「未公開資料朝鮮総督府関係者録音記録（1）十五年戦争下の朝鮮統治」『東洋文化研究』2
- 百瀬孝（1990）『事典 昭和戦前期の日本』吉川弘文館
- 山崎準二（1984）「小田内通敏の経歴と著作・関係文献目録：文献調査及び聞き取り調査結果の第一次整理」『静岡大学教育学部研究報告 人文・社会科学篇』34
- 吉田正廣（1922a）「朝鮮の部落組織」上『京城日報』1922年12月28日
- 吉田正廣（1922b）「朝鮮の部落組織」下『京城日報』1922年12月29日
- 吉田正廣（1923）「京畿道同族部落の概観」『朝鮮地方行政』2（6）
- 吉田正廣（1930）『朝鮮の小作慣行：時代と慣行』朝鮮農会
- 吉田正廣（1934）『朝鮮に於ける小作に関する基本法規の解説』朝鮮農政研究同志会
- 吉田正廣（1960）『鹿児島県農民組織史』鹿児島県教員互助会印刷部
- 林慶澤（2006）「植民地朝鮮における日本人の村落調査と村落社会——朝鮮総督府囑託善生永助を中心に」『韓国朝鮮の文化と社会』5
- 渡辺保男（1976）「日本の公務員制」辻清明編『行政学講座2 行政の歴史』，東京大学出版会
- 和田善一（1955a）「文官詮衡制度の変遷（Ⅱ）——文官試験試補及見習規則施行時代——」『試験研究』12
- 和田善一（1955b）「文官詮衡制度の変遷（Ⅲ）——文官任用令施行時代 上——」『試験研究』13
- 和田善一（1955c）「文官詮衡制度の変遷（Ⅳ）——文官任用令施行時代 中——」『試験研究』14